

幌満簡易水道事業

令和3年度水質検査計画

水質検査計画とは

水質検査は、水質基準に適合していることを確認するため不可欠なものです。水質検査計画は、水質検査の適正化を確保するために、検査項目等を定めたものです。

- 1, 基本方針
- 2, 水道事業の概要
- 3, 原水及び浄水の水質状況及び水質管理上の留意すべき事項
- 4, 水質検査項目及び検査頻度
- 5, 採水地点
- 6, 水質検査の方法
- 7, 臨時の水質検査
- 8, 水質検査計画及び水質検査結果の公表
- 9, その他

1. 基本方針

- (1) 適用範囲 … 幌満簡易水道事業
- (2) 適用期間 … 令和3年4月1日～令和4年3月31日
- (3) 水質検査 … 水質基準が適用される給水栓水に加え、原水も行います。
- (4) 検査項目 … 安全及び法令を充分考慮して選定いたします。
- (5) 検査頻度 … 安全及び法令を充分考慮して定めます。

2. 水道事業の概要

(1) 給水状況

給水状況は、下記の通りです。

事業体の名称	幌満簡易水道事業
給水区域	別表による (0.80 km ²)
計画給水人口	415人 (令和元年度給水人口 162人)
計画1日最大給水量	130.5 m ³ (令和元年度実績 76 m ³)
1日平均給水量	令和元年度実績 44 m ³

(2) 浄水施設

幌満簡易水道事業には浄水場が1カ所あります。

浄水場名	旭浄水場
通水年度	平成元年10月
水源	ルサキ川表流水
水利権	150 m ³ /日
給水能力	130.5 m ³ /日
給水区域	別表による
主な浄水処理方法	薬品沈殿、急速ろ過、塩素消毒
主な浄水処理薬品	凝集剤・ポリ塩化アルミニウム 消毒剤・次亜塩素酸ナトリウム

別表

幌満簡易水道給水区域

町名 及び字名	区域	区域摘要
字幌満	字幌満の一部	
字旭	字旭の一部	

3. 原水及び浄水の水質状況及び水質管理上の留意すべき事項

(1) 原水の状況

水源河川であるルサキ川の上流には国有林と民有林の山林が広がり、動物（鹿、キツネ等）による糞便等の流入による汚染が心配されます。

(2) 原水水質で留意すべき事項

浄水場名	旭浄水場
原水の汚染要因	降雨・融雪による高色度及び濁水の発生
	上流域の野生動物
	上流域の森林農薬
留意すべき事項	一般細菌
	大腸菌
	色度
	臭気
	クリプトスポリジウム

(3) 浄水の状況

これまでの水質検査結果から、水質基準を十分満たしており、安全で良質な水をお届けしています。

(4) 浄水水質で留意すべき事項

留意すべき事項	残留塩素（区域全体で適切な濃度を保つこと）
---------	-----------------------

4. 水質検査項目及び検査頻度

(1) 水質基準が適用される浄水の水質検査項目と検査頻度

①水質検査項目

給水栓において、表1の水質基準項目(51項目)の中から水質検査を行います。

また、表2の毎日検査項目についても検査を行います。

②検査頻度

検査頻度の決定については、水道法施行規則第15条第1項第3号により行います。

・表1中の、一定要件(※)を満たす場合検査頻度を減らすことができる項目のうち、項目8, 34, 39, 40以外の項目については、過去の検査結果から一定要件を満たし、かつ、水質が安定していることが確認されるため年に1回検査を行います。

・項目8は、水質基準が変更されたため、法令通り年4回行います。

・項目34, 39は、一定要件を満たしていますが、性状確認のため年4回行います。

・項目8, 40は、一定要件を満たさないため、法令通り年4回行います。

・表1の項目1, 2, 38, 46~51は、法令通り毎月1回行います。

・表1の項目10, 21~31は、法令通り年4回行います。(消毒副生成物検査)

・表1の項目42, 43の検査は、性状確認のため藻の発生する時期に年1回行います。

・表2の色、濁り、消毒の塩素効果(残留塩素)の検査は1日1回行います。

※ 一定要件とは、原水の水質が大きく変動するおそれが少なく、過去3年の検査結果が基準値の1/5以下もしくは1/10以下である場合のことであり、それぞれ年1回以上もしくは3年に1回以上まで検査頻度を減らすことができます。

当町では、3年に1回以上まで検査頻度を減らすことができる項目についても、安全性を確認するため年に1回以上検査を実施します。

(2) 水質管理目標設定項目と検査頻度

①水質検査項目

給水栓において、厚生労働省課長通知に基づく表3の水質管理目標設定項目(27項目)の内、対象外の項目10, 12, 15, 16, 17, 18, 24, 25, 26, 30を除く17項目の水質検査を行います。

②検査頻度

水質管理上留意すべき項目として、3年に1回行います。次回検査は令和4年度です。

(3) 原水の水質検査項目と検査頻度

①水質検査項目

表1において水質基準項目のうち厚生労働省課長通知に基づき消毒副生成物11項目と味1項目を除く39項目と、大腸菌、嫌気性芽胞菌、クリプトスポリジウム、ジアルジアの水質検査を行います。

②検査頻度

・表1の消毒副生成物11項目と味1項目を除く39項目は年1回行います。

・大腸菌及び嫌気性芽胞菌、クリプトスポリジウム及びジアルジアに関しては、水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針を参考に、年4回行います。

※ 旭浄水場はクリプトスポリジウム等については対策済みの施設です。

表1 水質基準項目

項目	基準値	原則頻度	法的検査回数減	項目の概要
1 一般細菌	100個/ml	月1回以上		病原微生物
2 大腸菌	不検出			
3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/l	3ヶ月に1回以上	一定要件を満たす場合、検査頻度を年1回以上又は3年に1回以上に減らすことができる。	金属類
4 水銀及びその化合物	0.0005 mg/l			
5 セレン及びその化合物	0.01 mg/l			
6 鉛及びその化合物	0.01 mg/l			
7 ヒ素及びその化合物	0.01 mg/l			
8 六価クロム化合物	0.02 mg/l			無機物質・消毒副生成物
9 亜硝酸態窒素	0.04 mg/l			
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/l			
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l			
12 フッ素及びその化合物	0.8mg/l			
13 ホウ素及びその化合物	1mg/l	3ヶ月に1回以上	一定要件を満たす場合、検査頻度を年1回以上又は3年に1回以上に減らすことができる。	無機物
14 四塩化炭素	0.002mg/l			
15 1,4-ジオキサン	0.05mg/l			
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/l			
17 ジクロロメタン	0.02mg/l			
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/l			消毒副生成物
19 トリクロロエチレン	0.01mg/l			
20 ベンゼン	0.01mg/l			
21 塩素酸	0.6mg/l			
22 クロロ酢酸	0.02mg/l			
23 クロロホルム	0.06mg/l	3ヶ月に1回以上	一定要件を満たす場合、検査頻度を年1回以上又は3年に1回以上に減らすことができる。	金属類
24 ジクロロ酢酸	0.03mg/l			
25 ジブロモクロロメタン	0.1mg/l			
26 臭素酸	0.01mg/l			
27 総トリハロメタン	0.1mg/l			
28 トリクロロ酢酸	0.03mg/l			無機物
29 ブロモジクロロメタン	0.03mg/l			
30 ブロモホルム	0.09mg/l			
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/l			
32 亜鉛及びその化合物	1mg/l			
33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l	3ヶ月に1回以上	一定要件を満たす場合、検査頻度を年1回以上又は3年に1回以上に減らすことができる。	金属類
34 鉄及びその化合物	0.3mg/l			
35 銅及びその化合物	1mg/l			
36 ナトリウム及びその化合物	200mg/l			
37 マンガン及びその化合物	0.05mg/l			
38 塩化物イオン	200mg/l			その他
39 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/l			
40 蒸発残留物	500mg/l			
41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/l			
42 ジェオスミン	0.00001mg/l			
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l	有機物		
44 非イオン界面活性剤	0.02mg/l			
45 フェノール類	0.005mg/l			
46 有機物等(TOC)	3mg/l			
47 pH値	5.8~8.6		月1回以上	その他
48 味	異常でない			
49 臭気	異常でない			
50 色度	5度			
51 濁度	2度			

健康に関する項目

性状に関する項目

表2 毎日検査項目

	項目	評価
1	色	異常なし
2	濁り	異常なし
3	消毒の塩素効果(残留塩素)	0.1mg/l 以上

表3 水質管理目標設定項目

	項目	目標値	項目の概要		
1	アンチモン及びその化合物	0.02mg/l 以下	無機物質・重金属	健康に 関連する 項目	
2	ウラン及びその化合物	0.002mg/l 以下			
3	ニッケル及びその化合物	0.02mg/l 以下			
5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l 以下	一般有機化学物質		
8	トルエン	0.4mg/l 以下			
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/l 以下			
10	亜塩素酸	0.6mg/l 以下	消毒剤		
12	二酸化塩素	0.6mg/l 以下			
13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/l 以下	消毒副生成物		
14	抱水クロラール	0.02mg/l 以下			
15	農薬類(別表 1)	検出値と目標値の比の和として 1 以下	農薬		
16	残留塩素	1mg/l 以下	臭気		生活に 関連する 項目
17	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	10mg/l 以上 100mg/l 以下	味覚		
18	マンガン及びその化合物	0.01mg/l 以下	色		
19	遊離炭酸	20mg/l 以下	味覚		
20	1,1,1-トリクロロエチレン	0.3mg/l 以下	臭気		
21	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02mg/l 以下	臭気・味覚		
22	有機物(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/l 以下	味覚		
23	臭気強度(TON)	3 以下	臭気		
24	蒸発残留物	30mg/l 以上 200mg/l 以下	味覚		
25	濁度	1 度以下	濁り		
26	pH 値	7.5 程度	腐食性		
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1 程度以上とし、極力 0 に近づける			
28	従属栄養細菌	集落数 2000 個/ml 以下	細菌類	健康	
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l 以下	一般有機化学物質		
30	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/l 以下	色	生活	
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)、 ペルフルオロオクタン酸(PFOA)	PSOS 及び PFOA の量の和として 0.00005mg/l 以下	一般有機化学物質	健康	

表4 令和3年度 札幌簡易水道水質検査頻度及び設定理由

項目	基準値	検査結果※1		令和3年度	1/5 1年1回程度可	1/10 3年1回程度可	原則検査頻度	R2年度検査頻度	年間検査回数	設定理由
		令和元年度	令和2年度							
1 一般細菌	100個/ml以下	0	0	不検出	0	検査回数減不可	月1回以上	月1回	12	法令通り月1回検査
2 大腸菌	不検出	不検出	不検出	不検出	0	検査回数減不可	月1回以上	月1回	12	法令通り月1回検査
3 カドミウム及びその化合物	0.03mg/以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.0006	0.0003	月1回以上	年1回	1	検査回数減の条件を満たすため年に1回検査※2
4 水銀及びその化合物	0.0035mg/以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	0.0001	0.00005	月1回以上	年1回	1	検査回数減の条件を満たすため年に1回検査※2
5 セレン及びその化合物	0.01mg/以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.002	0.001	月1回以上	年1回	1	検査回数減の条件を満たすため年に1回検査※2
6 鉛及びその化合物	0.01mg/以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.002	0.001	月1回以上	年1回	1	検査回数減の条件を満たすため年に1回検査※2
7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.002	0.001	月1回以上	年1回	1	検査回数減の条件を満たすため年に1回検査※2
8 六価クロム化合物	0.02mg/以下	<0.005	<0.005	<0.005	0.004	0.002	月1回以上	3ヶ月1回	4	水質基準改正のため法令通り3ヶ月1回検査
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/以下	<0.004	<0.004	<0.004	0.008	0.004	月1回以上	年1回	1	検査回数減の条件を満たすため年に1回検査※2
10 シアン化合物(イオン)及び塩化シアン	0.01mg/以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可	検査回数減不可	月1回以上	3ヶ月1回	4	法令通り3ヶ月1回検査
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/以下	0.3	0.3	0.5	2	0.1	月1回以上	年1回	1	検査回数減の条件を満たすため年に1回検査※2
12 フッ素及びその化合物	0.8mg/以下	<0.05	<0.05	<0.05	0.16	0.08	月1回以上	年1回	1	検査回数減の条件を満たすため年に1回検査※2
13 ホウ素及びその化合物	1mg/以下	<0.1	<0.1	<0.1	0.2	0.1	月1回以上	年1回	1	検査回数減の条件を満たすため年に1回検査※2
14 四塩化砒素	0.02mg/以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0004	0.0002	月1回以上	年1回	1	検査回数減の条件を満たすため年に1回検査※2
15 1,4-ジチオキサン	0.05mg/以下	<0.005	<0.005	<0.005	0.01	0.005	月1回以上	年1回	1	検査回数減の条件を満たすため年に1回検査※2
16 1,4-2-ジチオチン及び1,4,2-ジチオチン	0.04mg/以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.008	0.004	月1回以上	年1回	1	検査回数減の条件を満たすため年に1回検査※2
17 ジクロロメタン	0.02mg/以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.004	0.002	3ヶ月1回以上	3ヶ月1回	4	法令通り3ヶ月1回検査
18 1,1,1-トリクロロエチレン	0.01mg/以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.002	0.001	月1回以上	年1回	1	検査回数減の条件を満たすため年に1回検査※2
19 トリクロロエチレン	0.01mg/以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.002	0.001	月1回以上	年1回	1	検査回数減の条件を満たすため年に1回検査※2
20 ベンゼン	0.01mg/以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.002	0.001	月1回以上	年1回	1	検査回数減の条件を満たすため年に1回検査※2
21 塩素酸	0.6mg/以下	0.13	0.16	0.17	検査回数減不可	検査回数減不可	月1回以上	3ヶ月1回	4	法令通り3ヶ月1回検査
22 クロロ酢酸	0.02mg/以下	<0.002	<0.002	<0.002	0.01	0.005	月1回以上	年1回	1	検査回数減の条件を満たすため年に1回検査※2
23 クロロホルム	0.06mg/以下	0.006	0.012	0.009	0.04	0.03	月1回以上	年1回	1	検査回数減の条件を満たすため年に1回検査※2
24 ジクロロ酢酸	0.03mg/以下	0.004	0.006	0.004	0.01	0.005	月1回以上	年1回	1	検査回数減の条件を満たすため年に1回検査※2
25 ジブロモクロロメタン	0.1mg/以下	0.006	0.008	0.004	0.01	0.005	月1回以上	年1回	1	検査回数減の条件を満たすため年に1回検査※2
26 臭素酸	0.01mg/以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.002	0.001	月1回以上	年1回	1	検査回数減の条件を満たすため年に1回検査※2
27 総トリハロメタン	0.1mg/以下	0.016	0.022	0.020	0.04	0.03	月1回以上	年1回	1	検査回数減の条件を満たすため年に1回検査※2
28 トリクロロ酢酸	0.03mg/以下	0.003	<0.003	0.005	0.01	0.005	月1回以上	年1回	1	検査回数減の条件を満たすため年に1回検査※2
29 プロモジクロロメタン	0.03mg/以下	0.006	0.007	0.007	0.01	0.005	月1回以上	年1回	1	検査回数減の条件を満たすため年に1回検査※2
30 プロモホルム	0.09mg/以下	0.002	<0.001	<0.001	0.01	0.005	月1回以上	年1回	1	検査回数減の条件を満たすため年に1回検査※2
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/以下	<0.008	<0.008	<0.008	0.01	0.005	月1回以上	年1回	1	検査回数減の条件を満たすため年に1回検査※2
32 亜鉛及びその化合物	1mg/以下	<0.01	<0.01	<0.01	0.2	0.1	月1回以上	年1回	1	検査回数減の条件を満たすため年に1回検査※2
33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/以下	<0.02	<0.02	<0.02	0.04	0.02	月1回以上	年1回	1	検査回数減の条件を満たすため年に1回検査※2
34 鉄及びその化合物	0.3mg/以下	0.04	<0.03	<0.03	0.06	0.03	月1回以上	年1回	1	検査回数減の条件を満たすため年に1回検査※2
35 銅及びその化合物	1mg/以下	<0.01	0.02	0.02	0.2	0.1	月1回以上	年1回	1	検査回数減の条件を満たすため年に1回検査※2
36 ナトリウム及びその化合物	200mg/以下	10	10	11	40	20	月1回以上	年1回	1	検査回数減の条件を満たすため年に1回検査※2
37 マンガン及びその化合物	0.05mg/以下	<0.005	<0.005	<0.005	0.01	0.005	月1回以上	年1回	1	検査回数減の条件を満たすため年に1回検査※2
38 塩化物イオン	200mg/以下	23	27	27	検査回数減不可	検査回数減不可	月1回以上	月1回	12	法令通り月1回検査
39 カルシウム(硬度)	300mg/以下	37	42	48	60	30	月1回以上	3ヶ月1回	4	検査回数減の条件を満たす方が、性状確認のため3ヶ月1回検査
40 蒸発残留物	500mg/以下	100	93	100	100	50	月1回以上	3ヶ月1回	4	検査回数減の条件を満たす方が、性状確認のため3ヶ月1回検査
41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/以下	<0.02	<0.02	<0.02	0.04	0.02	月1回以上	年1回	1	検査回数減の条件を満たすため年に1回検査※2
42 ジェオスミン	0.0001mg/以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	検査回数減不可	検査回数減不可	濁りの発生時期に 1回以上	濁りの発生時期に 年1回	1	性状確認のため濁りの発生時期に年1回検査
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	0.004	0.002	月1回以上	年1回	1	検査回数減の条件を満たすため年に1回検査※2
44 非イオン界面活性剤	0.02mg/以下	<0.002	<0.002	<0.002	0.004	0.002	月1回以上	年1回	1	検査回数減の条件を満たすため年に1回検査※2
45 フェノール類	0.005mg/以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.001	0.0005	月1回以上	年1回	1	検査回数減の条件を満たすため年に1回検査※2
46 有機物(TOC)	3mg/以下	0.8	0.8	1.4	検査回数減不可	検査回数減不可	月1回以上	月1回	12	法令通り月1回検査
47 pH値	5.8~8.6	7.0~7.4	7.0~7.4	6.9~7.2	異常なし	異常なし	月1回以上	月1回	12	法令通り月1回検査
48 味	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	月1回以上	月1回	12	法令通り月1回検査
49 臭気	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	月1回以上	月1回	12	法令通り月1回検査
50 色度	5度以下	<0.5	<0.5	<0.5	0.8	0.8	月1回以上	月1回	12	法令通り月1回検査
51 濁度	2度以下	<0.1	<0.1	<0.1	検査回数減不可	検査回数減不可	月1回以上	月1回	12	法令通り月1回検査

※1 検査結果は年間の最大値

※2 法令により3年に1回まで検査頻度を下げることができる項目でも、安全性を確認するため年に1回以上検査を実施します。

1日1回行方検査

1日1回行方検査項目	年間検査回数
1 色	365
2 濁り	365
3 消毒の塩素効果(残留塩素)	365

表5 令和3年度 幌満簡易水道水質検査予定月（浄水）

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	検査回数
一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
カドミウム及びその化合物					○								1
水銀及びその化合物					○								1
セレン及びその化合物					○								1
鉛及びその化合物					○								1
ヒ素及びその化合物					○								1
六価クロム化合物		○			○			○			○		4
亜硝酸態窒素					○								1
シアン化物イオン及び塩化シアン		○			○			○			○		4
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素					○								1
フッ素及びその化合物					○								1
ホウ素及びその化合物					○								1
四塩化炭素					○								1
1,4-ジオキサン					○								1
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン					○								1
ジクロロメタン					○								1
テトラクロロエチレン					○								1
トリクロロエチレン					○								1
ベンゼン					○								1
塩素酸		○			○			○			○		4
クロロ酢酸		○			○			○			○		4
クロロホルム		○			○			○			○		4
ジクロロ酢酸		○			○			○			○		4
ジブロモクロロメタン		○			○			○			○		4
臭素酸		○			○			○			○		4
総トリハロメタン		○			○			○			○		4
トリクロロ酢酸		○			○			○			○		4
ブロモジクロロメタン		○			○			○			○		4
ブロモホルム		○			○			○			○		4
ホルムアルデヒド		○			○			○			○		4
亜鉛及びその化合物					○								1
アルミニウム及びその化合物					○								1
鉄及びその化合物		○			○			○			○		4
銅及びその化合物					○								1
ナトリウム及びその化合物					○								1
マンガン及びその化合物					○								1
塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
カルシウム・マグネシウム等（硬度）		○			○			○			○		4
蒸発残留物		○			○			○			○		4
陰イオン界面活性剤					○								1
ジェオスミン					○								1
2-メチルイソボルネオール					○								1
非イオン界面活性剤					○								1
フェノール類					○								1
有機物等(TOC)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
項目数	9	25	9	9	51	9	9	25	9	9	25	9	

表7 令和3年度 幌満簡易水道水質検査予定月（原水）

項 目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	検査回数
一般細菌					○								1
大腸菌					○								1
カドミウム及びその化合物					○								1
水銀及びその化合物					○								1
セレン及びその化合物					○								1
鉛及びその化合物					○								1
ヒ素及びその化合物					○								1
六価クロム化合物					○								1
亜硝酸態窒素					○								1
シアン化物イオン及び塩化シアン					○								1
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素					○								1
フッ素及びその化合物					○								1
ホウ素及びその化合物					○								1
四塩化炭素					○								1
1,4-ジオキサン					○								1
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン					○								1
ジクロロメタン					○								1
テトラクロロエチレン					○								1
トリクロロエチレン					○								1
ベンゼン					○								1
塩素酸													0
クロロ酢酸													0
クロロホルム													0
ジクロロ酢酸													0
ジブロモクロロメタン													0
臭素酸													0
総トリハロメタン													0
トリクロロ酢酸													0
ブロモジクロロメタン													0
ブロモホルム													0
ホルムアルデヒド													0
亜鉛及びその化合物					○								1
アルミニウム及びその化合物					○								1
鉄及びその化合物					○								1
銅及びその化合物					○								1
ナトリウム及びその化合物					○								1
マンガン及びその化合物					○								1
塩化物イオン					○								1
カルシウム・マグネシウム等（硬度）					○								1
蒸発残留物					○								1
陰イオン界面活性剤					○								1
ジェオスミン					○								1
2-メチルイソボルネオール					○								1
非イオン界面活性剤					○								1
フェノール類					○								1
有機物等（TOC）					○								1
pH値					○								1
味													0
臭気					○								1
色度					○								1
濁度					○								1
大腸菌（定量）		○			○			○			○		4
嫌気性芽胞菌（定量）		○			○			○			○		4
クリプトスポリジウム		○			○			○			○		4
ジアルジア		○			○			○			○		4
項目数	0	4	0	0	43	0	0	4	0	0	4	0	

5. 採水地点

浄水（給水栓水）

採水地点	様似郡様似町字幌満 公共施設給水栓
選定理由	給水区域の末端地域で、水道水質把握の代表的な場所。

原水（水道水源）

採水地点	旭浄水場 着水井
選定理由	ルサキ川から自然流下で浄水場へと送られた原水が、最初に取水できる場所。

6. 水質検査の方法

・ 1日1回行う検査

様似町建設水道課の職員又は委託で行います。

残留塩素の測定は残留塩素計で行います。

色、濁りは外観目視で行います。

・ 定期検査

水道法第20条厚生労働大臣登録機関に依頼します。

委託先： 株式会社 第一岸本臨床検査センター

・ 試料の採取及び運搬方法

試料の採取は様似町建設水道課の職員が、運搬は委託先が行います。

採取及び運搬方法は、水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成15年厚生労働省告示第261号）に従って行います。

・ 委託した検査の実施状況の確認方法

水質検査の結果の根拠となる資料（検量線のクロマトグラム、濃度計算書等バックデータ）及び内部・外部精度管理に係る資料の確認を行います。

7. 臨時の水質検査

次のような水質変化等が発生した場合は直ちに水質検査を実施し、水質異常が終息し安全が確認されるまで行います。

- ・ 水源に著しく変化が見られたとき。
- ・ 給水栓水に異常が認められたとき。
- ・ 災害等発生時。
- ・ その他必要があると認められたとき。

8. 水質検査計画及び水質検査結果の公表について

水質検査計画及び水質検査結果は、様似町ホームページと建設水道課窓口で公表します。

9. その他

- ・常に安全で満足してもらえる水道水を供給いたします。
- ・水道水質の信頼性を確保するため関係する検査機関と連携して技術の向上につとめます。
- ・水道事故等が発生したときは、保健所、検査機関と連携し早期の復旧につとめます。
- ・住民の疑問点、不明点につきましては早急に対応いたします。
- ・水質検査計画は事業年度毎に作成しておりますので、ご意見等をお寄せ下さい。ご意見は今後の水質検査計画策定に当たり参考とさせていただきます。

お問い合わせ先

〒058-8501

北海道様似郡様似町大通1丁目2番地
様似町建設水道課水道施設係

TEL 0146-36-2116（建設水道課直通）